

五霞町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度 の人件費率
令和 4年度	人 8,112	千円 4,733,431	千円 351,498	千円 497,161	% 10.5	% 9.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 4年度	人 86	千円 313,347	千円 52,036	千円 131,148	千円 497,161

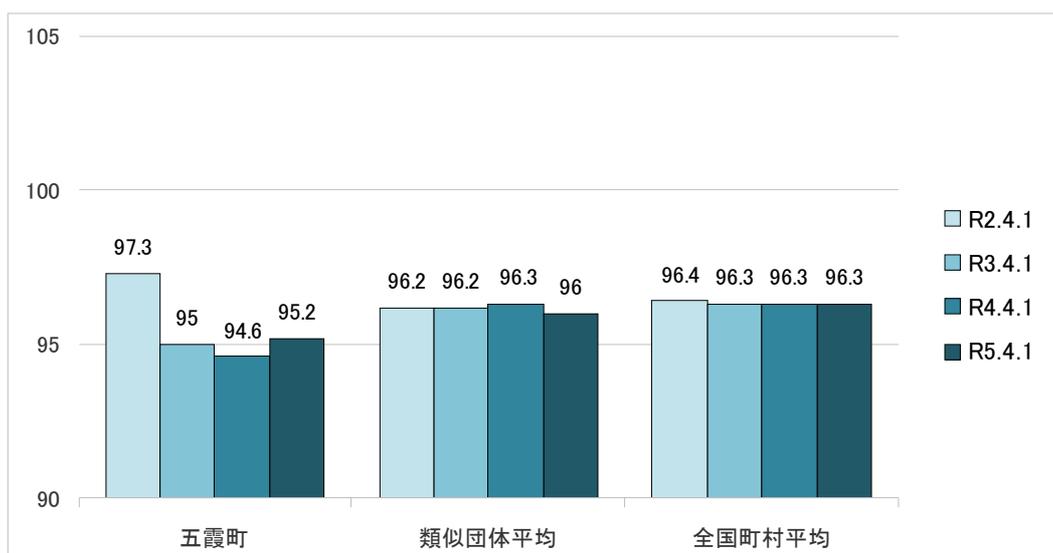
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,781	千円 5,503

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施しました。
また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

② 地域手当の見直し

（支給割合）国が当町を支給対象地に指定していないため、当町では支給していません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五霞町	42.2歳	310,759円	354,313円	336,829円
茨城県	41.9歳	321,109円	406,140円	363,632円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	—
類似団体	40.9歳	299,859円	353,902円	324,003円

② 医療職・技能労務職・教育職

五霞町では、医療職・技能労務職・教育職の任用は、ありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		五霞町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

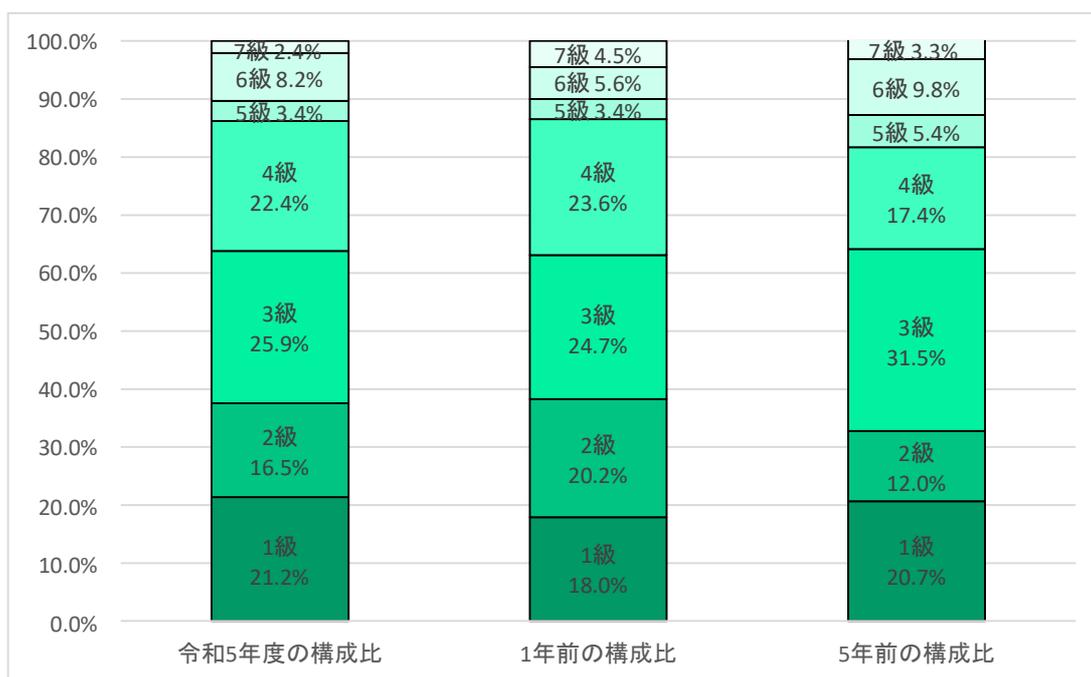
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,200円	302,500円	346,100円	369,200円
	高校卒	—	282,400円	293,700円	353,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

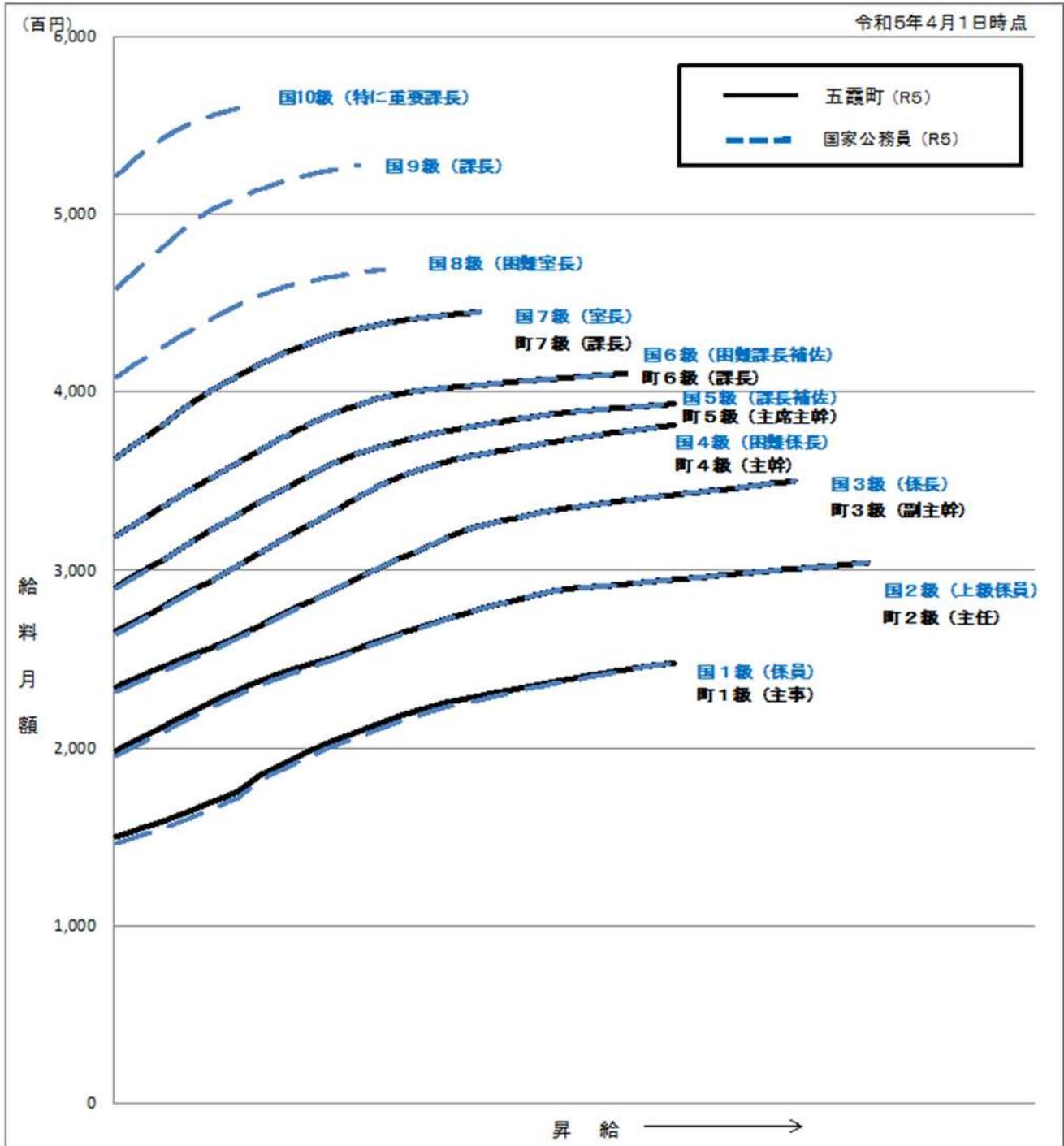
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事補の職務 2 主事の職務	18人	21.2%	146,100円	247,600円
2級	1 主任の職務	14人	16.5%	195,500円	304,200円
3級	1 副主幹の職務 2 主査の職務	22人	25.9%	231,500円	350,000円
4級	1 主幹の職務	19人	22.4%	264,200円	381,000円
5級	1 主席主幹の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主幹の職務	3人	3.4%	289,700円	393,000円
6級	1 課長、事務局長及び教育次長の職務 2 参事の職務	7人	8.2%	319,200円	410,200円
7級	1 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長の職務	2人	2.4%	362,900円	444,900円

- (注) 1 五霞町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成18年に8級制を6級制に変更（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）した。
2 平成24年1月1日から6級制を7級制に変更した。

(2) 国との給料表カーブ比較表（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（五霞町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五霞町	茨城県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,586千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,686千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（五霞町）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

五 霞 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額					
	16,556千円	66,226千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

(支給割合) 国が当町を支給対象地に指定していないため、当町では支給しない。

(実施時期) 令和7年4月1日から支給予定。

	各年度の支給割合				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
五霞町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			0%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	町税等の賦課，徴収に従事する職員	課税資料の調査，納税指導，滞納金の徴収に従事した日	0千円	1日につき、500円 ※ 滞納金の差押え業務に従事したときは、1件につき500円
保健業務手当	保健師活動業務に従事する職員	保健師の資格を有する職員	0千円	勤務1月につき2,500円
野犬等死体処理作業手当	衛生業務に従事する職員	野犬等の撲滅に関して死体の処理作業	0千円	1頭につき300円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	精神病患者を移送する等，特に身体に危害を受けるおそれのある業務に従事したとき，あるいは行旅病人，死亡人，変死人等の処理作業	0千円	従事した作業1件につき2,000円
重用土木機械作業手当	現業部門に所属する職員で，重用土木機械の作業及び運行に従事した職員	重用土木機械の作業及び運行作業	0千円	従事した日，1日につき300円

※企業職を除く全職種。ただし、五霞町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年五霞村条例第7号）附則により、平成20年4月1日から全ての特殊勤務手当を支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	13,646千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	273千円
支給実績（令和3年度決算）	16,529千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和3年度決算）	262千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ●配偶者 6,500円 ●子 10,000円 ●父母等 6,500円 ※親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳になる年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	11,341千円	270,030円
住居手当	●借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 ※家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同	—	4,209千円	300,674円
通勤手当	●電車、バスを利用する場合 6か月定期の価格を基本として1か月当たり55,000円まで支給 ●乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて、2,000円～31,600円を支給	同	—	4,180千円	66,348円
管理職手当	課長（7級50,000円、6級45,000円）、参事6級42,000円、主席主幹5級40,000円、主幹（5級及び4級35,000円）	異	支給額	15,135千円	458,636円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	798,000円 (798,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 396,000円
	副 町 長	622,000円 (622,000円)	680,000円 / 360,000円
報 酬	議 長	355,000円 (円)	355,000円 / 199,000円
	副 議 長	316,000円 (円)	316,000円 / 168,000円
	議 員	301,000円 (円)	301,000円 / 150,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和4年度支給割合)	6月期 1.650月分 12月期 1.650月分 合 計 3.30月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合)	6月期 1.650月分 12月期 1.650月分 合 計 3.30月分
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.5 給料月額×在職年数×3.1	(1期の手当額) 1,579万6,000円 731万6,000円 (支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

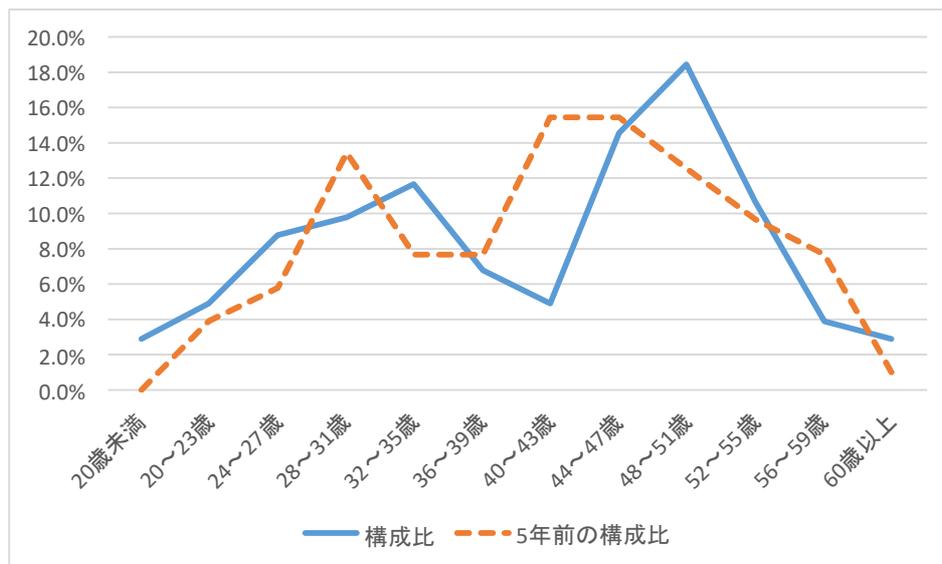
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会総務・企画	2	2	0	総務・企画業務の体制強化のための増 税務業の体制強化のための増 土木業務の効率化による減
		総務	25	27	2	
		税務	6	10	4	
		労働	1	1	0	
		農林水産	8	8	0	
商工		2	2	0		
土木		8	7	▲1		
民生衛生		12	12	0		
衛生	8	8	0			
計	72	77	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.92人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 115.24人)		
教育部門	12	11	▲1	学校統合の業務安定による減		
消防本部	0	0	0			
小計	86	88	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.48人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 138.01人)		
公営企業会計等部門	水道	5	4	▲1	業務内容の見直しによる減 公営企業会計の準備のための増 業務内容の見直しによる減	
	下水	3	4	1		
	その他	8	7	▲1		
小計	16	15	▲1			
合計	100 [125]	103 [125]	3 [125]	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.97人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3人	5人	9人	10人	12人	7人	5人	15人	19人	11人	4人	3人	103人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	77	76	73	72	77	0 (±0.00%)
教育	10	10	13	12	11	1 (10.0%)
消防	0	0	0	0	0	—
普通会計計	87	86	86	84	88	1 (1.15%)
公営企業等会計計	17	16	15	16	15	▲2 (▲11.8%)
総合計	104	102	101	100	103	▲1 (▲0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 4年度	千円 456,702	千円 2,380	千円 10,981	% 2.40	% 4.17

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 普通会 計平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 5	千円 17,608	千円 2,900	千円 8,183	千円 28,691	千円 5,738	千円 5,650

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
五霞町水道	38.8歳	310,125円	353,001円
五霞町一般行政	42.2歳	310,759円	358,633円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五 霞 町 水 道	五霞町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,637千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,482千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

五 霞 町 水 道	五霞町（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 0千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 16,556千円 66,226千円

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

（支給割合）国が当町を支給対象地に指定していないため、当町では支給しない。
（実施時期）令和7年4月1日から支給予定。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

五霞町職員の特殊勤務手当に関する条例附則により、平成20年4月1日から全ての特殊勤務手当を支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	440千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	88千円
支給実績（令和3年度決算）	373千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和3年度決算）	124千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ●配偶者 6,500円 ●子 10,000円 ●父母等 6,500円 ※親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳になる年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	483千円	161,000円
住居手当	●借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 ※家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同	—	0千円	0円
通勤手当	●電車、バスを利用する場合 6か月定期の価格を基本として1か月当たり55,000円まで支給 ●乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて、2,000円～31,600円を支給	同	—	326千円	65,120円
管理職手当	課長（7級50,000円、6級45,000円）、参事6級	異	支給額	960千円	192,000円

	42,000 円、主席主幹 5 級 40,000 円、主幹（5 級及 び 4 級 35,000 円）				
--	--	--	--	--	--